

自転車の正しいルールを守り 安全な自転車利用を実践しましょう

『自転車安全利用五則』

1 自転車は、車道が原則「歩道」は例外

◆ 歩道と車道の区別あるところでは車道通行が原則です。

2 車道は、左側を通行

● 自転車は、道路の左端に寄って通行しましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

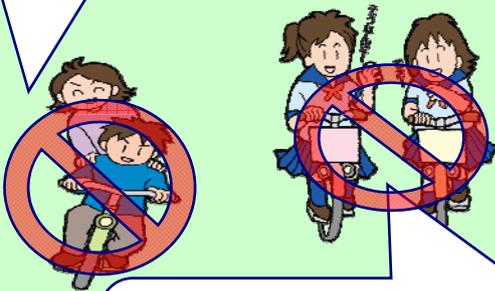
◆ 歩行者の通行を妨げる場合は一時停止

◆ 歩道では、すぐに停止できる速度で通行

4 安全ルールを守る

◆二人乗りは禁止
(6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止)

【罰則】2万円以下の罰金又は料料



◆夜間はライトを点灯

【罰則】5万円以下の罰金

◆飲酒運転は禁止

【罰則】5年以下の懲役

◆信号を守る
◆交差点での一時停止
と安全確認！

【罰則】3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



◆傘さし運転・運転中の携帯電話は、やめましょう。

【罰則】5万円以下の罰金

◆並進は禁止
「並進可」標識のある場所以外では、
並進禁止。

【罰則】2万円以下の罰金又は料料

5 子どもはヘルメットを着用

● 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。